平成２７年（フ）第２２６号
青森県上北郡野辺地町字赤坂23番地11　鈴蘭荘９
債務者　成田ひろみ
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第９号
新潟県佐渡市潟端408番地
債務者　伊藤　和仁
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月28日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２７年（フ）第５２０号
宮城県黒川郡富谷町成田７―29―31、住民票上の住所仙台市宮城野区鶴ケ谷３丁目15番地の７
債務者　千葉　春秀
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第５９５号
宮城県名取市美田園１丁目３番地の18　エクセレント・ジールⅢ203号
債務者　長塚亜沙美
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８６号
茨城県日立市東金沢町２丁目４番22―102号
債務者　長谷川美香
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２７年（フ）第１０７号
長野県上田市古里2044―11　古里サンルートマンション201、住民票上の住所長野県上田市常入１丁目２番８号
債務者　中原　潤一
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第７４８号
神戸市中央区浜辺通３丁目１番７―903号
債務者　井上　満富
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７７号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目32番２―603号、前住所兵庫県尼崎市立花町４丁目13番13号
巴山信子　方
債務者　中井　慶子
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５１７号
兵庫県尼崎市大庄中通５丁目１番地の１　大庄住宅１棟304号
債務者　東　さおり
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第５３７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘１丁目７番１号　プラザ武庫之荘１番館
債務者　大野　敏裕（旧姓中西）
1　決定年月日時　平成27年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第２１３号
長崎県長崎市本河内１丁目12番１―102号
債務者　梅村　亜矢（旧姓奥田）
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第５１号
熊本県玉名市河崎756番地　河崎団地５棟２号
債務者　井上　貴喜
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２７年（フ）第２６９号
大分県由布市湯布院町川上3604番地１　プレミール立川104
債務者　大坪　和子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月18日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第９２号
北海道苫小牧市青葉町２丁目10番４―202号
債務者　岡　　君子
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２７年（フ）第１０３号
青森県八戸市大字市川町字高森50番地２
債務者　木村　栄彦
1　決定年月日時　平成27年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第７６号
宮城県大崎市古川清滝字笹森118番地１　ケアハウス笹森、従前の住所宮城県遠田郡美里町北浦字浅野栄治前104番地　町営北浦第三住宅66号
債務者　加藤　惠子
1　決定年月日時　平成27年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第１５９号
秋田県南秋田郡八郎潟町字中嶋218番地
債務者　佐藤　優樹
1　決定年月日時　平成27年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年12月21日まで
秋田地方裁判所民事第２部